

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社アクアライン
 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
 第 1 ウエノヤビル 6 F
 住所 代表取締役 大垣内 剛
 代表者氏名 電話番号 082-502-6644
 FAX番号 082-502-4660
 メールアドレス shitei@aqualine.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社アクアライン
〒730-0012
住 所 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
第 1 ウエノヤビル 6 F
代表者 氏名 代表取締役 大垣内 剛



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 オオコウチ タケシ 大垣内 剛	取締役 ババ マサノブ 馬場 正信
取締役 コバヤシ トシユキ 小林 寿之	監査役 オホエ タカシ 大江 隆
取締役 タニガミ ジュンコ 谷上 淳子	監査役 イシイ ムツコ 石井 睦子
取締役 イソノマ カズヒコ 磯嶋 和彦	監査役 オノ ヒロシ 小野 博
事業の範囲	1.一般事務処理、計算の受託2.電話受信発信事務代行業務3.給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工4.水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工5.洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事6.漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃7.以上3号ないし6号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋8.錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売9.防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売10.ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋養飲料、乳製品の販売及び輸出入11.酒類の販売12.ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入13.以上10号ないし12号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋14.カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売15.書籍、印刷物の企画制作及び販売16.広告業17.マーケティング調査18.研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務19.住宅に関する増改築、改装、修理、清掃、保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介20.住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング21.住宅建築材・機器の販売、仲介及び紹介22.通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務23.建築工事業及び住宅リフォーム工事業24.建築に付帯する内外装工事の請負25.フィットネスクラブの経営26.スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営27.スポーツと美容に関するコンサルタント業務28.トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売29.医療用器具、理学療法用器具、口腔衛生器具及びその付属品の商品販売、賃貸30.食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売31.衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売32.前各号に付帯する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社アクアライン
上記事業所の所在地	郵便番号 〒730-0012 住所 広島県広島市中区上八丁堀8番8号 第1ウエノヤビル6F 電話番号 082-502-6644 FAX番号 082-502-4660 メールアドレス shitei@aqualine.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">フジモト キヨヒコ 藤本 聖彦</p>	第212555号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30 年 4 月 6 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・チューブカッター ・エンビカッター ・銅管用ミカッター ・金切りのこ 	φ5～φ42	1	
		0～42mm	1	
		6～22mm	1	
		250mm	1	
管の加工用の 機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・フレキ管つば出し機 ・やすり ・ねじ切機 	200mm(平)	1	
		200mm(丸)	1	
		1/2B(15A)	1	
		～1B(25A)	1	
接合用の 機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・パイレンチ ・モーターレンチ ・モンキーレンチ ・ウォーターポンププライヤー ・トーチランプ ・歹型金具締め付け機 	300mm	1	
		280mm	1	
		250mm	1	
		250mm	1	
		ガス	1	
		25mm～47mm	1	
水圧テストポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・水圧テストポンプ 	0～2.5Mpa	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 4 月 6 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社アクアライン

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀8番8号
第1ウエノヤビル6F

代表取締役 大垣内 剛



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F
株式会社アクアライン

会社法人等番号	2400-01-014666	
商号	株式会社アクアライン	
本店	広島市中区八丁堀12番8号ルミナス八丁堀5F	
	広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F	平成12年 5月11日移転 ----- 平成12年 5月11日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
	当会社の公告は、電子公告により行う。 http://www.aqualine.jp やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。	平成27年 6月23日変更 ----- 平成27年 6月26日登記
会社成立の年月日	平成7年11月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般事務処理、計算の受託 2. 電話受信発信事務代行業務 3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工 4. 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工 5. 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業 6. 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃 7. 以上3号ないし6号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 8. 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売 9. 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売 10. ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入 11. 酒類の販売 12. ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入 13. 以上10号ないし12号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 14. カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業 15. 書籍、印刷物の企画制作及び販売 16. 広告業 17. マーケティング調査業 18. 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務 19. 前各号に付帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成25年 5月28日変更 平成25年 6月 6日登記</p>	

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般事務処理、計算の受託 2. 電話受信発信事務代行業務 3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工 4. 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工 5. 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業 6. 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃 7. 以上 3 号ないし 6 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 8. 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売 9. 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売 10. ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入 11. 酒類の販売 12. ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入 13. 以上 10 号ないし 12 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 14. カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業 15. 書籍、印刷物の企画制作及び販売 16. 広告業 17. マーケティング調査業 18. 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務 19. 住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介 20. 住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング 21. 住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介 22. 通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務 23. 建築工事業及び住宅リフォーム工事業 24. 建築に付帯する内外装工事の請負 25. フィットネスクラブの経営 26. スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営 27. スポーツと美容に関するコンサルタント業務 28. トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売 29. 医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸 30. 食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売 31. 衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売 32. 前各号に付帯する一切の業務 	<p>平成 29 年 5 月 30 日変更 平成 29 年 6 月 9 日登記</p>
<p>単元株式数</p>	<p>100 株</p>	<p>平成 27 年 5 月 29 日設定 平成 27 年 6 月 3 日登記</p>
<p>発行可能株式総数</p>	<p><u>7 万 2 0 0 0 株</u></p> <p>6 4 0 万株</p>	<p>平成 20 年 1 月 30 日変更 平成 20 年 2 月 12 日登記 平成 27 年 5 月 29 日変更 平成 27 年 6 月 3 日登記</p>

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 万 6 0 0 0 株</u>	平成 1 9 年 3 月 2 日変更 ----- 平成 1 9 年 3 月 5 日登記
	発行済株式の総数 <u>1 6 0 万株</u>	平成 2 7 年 5 月 2 9 日変更 ----- 平成 2 7 年 6 月 3 日登記
	発行済株式の総数 <u>1 6 2 万 4 0 0 0 株</u>	平成 2 7 年 6 月 2 4 日変更 ----- 平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記
	発行済株式の総数 <u>1 9 2 万 4 0 0 0 株</u>	平成 2 7 年 8 月 2 8 日変更 ----- 平成 2 7 年 9 月 3 日登記
	発行済株式の総数 <u>1 9 5 万 1 2 0 0 株</u>	平成 2 9 年 7 月 4 日変更 ----- 平成 2 9 年 7 月 1 1 日登記
	発行済株式の総数 <u>2 0 3 万 1 2 0 0 株</u>	平成 3 0 年 1 月 3 1 日変更 ----- 平成 3 0 年 2 月 1 3 日登記
資本金の額	<u>金 8 0 0 0 万円</u>	平成 1 9 年 3 月 2 日変更 ----- 平成 1 9 年 3 月 5 日登記
	<u>金 8 1 4 4 万円</u>	平成 2 7 年 6 月 2 4 日変更 ----- 平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記
	<u>金 2 億 5 3 9 4 万円</u>	平成 2 7 年 8 月 2 8 日変更 ----- 平成 2 7 年 9 月 3 日登記
	<u>金 2 億 7 3 7 6 万 8 8 0 0 円</u>	平成 2 9 年 7 月 4 日変更 ----- 平成 2 9 年 7 月 1 1 日登記
	<u>金 2 億 7 8 5 6 万 8 8 0 0 円</u>	平成 3 0 年 1 月 3 1 日変更 ----- 平成 3 0 年 2 月 1 3 日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>	
	平成 2 0 年 1 月 3 0 日変更	平成 2 0 年 2 月 1 2 日登記
	平成 2 7 年 6 月 2 3 日廃止	平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更		平成24年 4月 2日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 剛</u>	平成26年 5月28日重任
			平成26年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 剛</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 剛</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 好 江</u>	平成26年 5月28日重任
			平成26年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 好 江</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
			平成29年 5月30日退任
			平成29年 6月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>磯 嶋 和 彦</u>	平成26年 5月28日重任
			平成26年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>磯 嶋 和 彦</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記	
<u>取締役</u>	<u>磯 嶋 和 彦</u>	平成29年 5月30日重任	
		平成29年 6月 9日登記	

	取締役 <u>馬場正信</u>	平成 26 年 5 月 28 日重任
	(社外取締役)	平成 26 年 6 月 4 日登記
	取締役 <u>馬場正信</u>	平成 27 年 6 月 23 日重任
		平成 27 年 6 月 26 日登記
	取締役 <u>馬場正信</u>	平成 29 年 5 月 30 日重任
		平成 29 年 6 月 9 日登記
	取締役 <u>谷上淳子</u>	平成 26 年 5 月 28 日重任
		平成 26 年 6 月 4 日登記
	取締役 <u>谷上淳子</u>	平成 27 年 6 月 23 日重任
		平成 27 年 6 月 26 日登記
	取締役 <u>谷上淳子</u>	平成 29 年 5 月 30 日重任
		平成 29 年 6 月 9 日登記
	取締役 <u>小林寿之</u>	平成 29 年 5 月 30 日就任
		平成 29 年 6 月 9 日登記
	広島市中区幟町 1 番 15-901 号 代表取締役 <u>大垣内剛</u>	平成 26 年 5 月 28 日重任
		平成 26 年 6 月 4 日登記
	広島市中区幟町 1 番 15-901 号 代表取締役 <u>大垣内剛</u>	平成 27 年 6 月 23 日重任
		平成 27 年 6 月 26 日登記
	広島市中区幟町 1 番 15-901 号 代表取締役 <u>大垣内剛</u>	平成 29 年 5 月 30 日重任
		平成 29 年 6 月 9 日登記
	監査役 <u>石井睦子</u>	平成 23 年 5 月 27 日重任
	(社外監査役)	平成 23 年 6 月 7 日登記
	監査役 <u>石井睦子</u>	平成 27 年 5 月 28 日重任
	(社外監査役)	平成 27 年 6 月 3 日登記
	監査役 <u>石井睦子</u>	平成 27 年 6 月 23 日重任
	(社外監査役)	平成 27 年 6 月 26 日登記

	監査役	小 野 博	平成 2 4 年 5 月 2 8 日重任
	(社外監査役)		平成 2 4 年 6 月 7 日登記
	監査役	小 野 博	平成 2 7 年 6 月 2 3 日重任
	(社外監査役)		平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記
	監査役	大 江 隆	平成 2 5 年 5 月 2 8 日重任
	(社外監査役)		平成 2 5 年 6 月 6 日登記
	監査役	大 江 隆	平成 2 7 年 6 月 2 3 日重任
	(社外監査役)		平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成 2 7 年 6 月 2 3 日就任
			平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成 2 8 年 5 月 2 7 日重任
			平成 2 8 年 6 月 9 日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成 2 9 年 5 月 3 0 日重任	
		平成 2 9 年 6 月 9 日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>平成 2 7 年 6 月 2 3 日設定 平成 2 7 年 6 月 2 6 日登記</p>		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成 2 1 年 5 月 2 9 日設定 平成 2 1 年 6 月 1 7 日登記</p>		
	<p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成 2 1 年 5 月 2 9 日設定 平成 2 1 年 6 月 1 7 日登記</p>		
	<p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につ</p>		

	<p>き、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>平成27年 6月23日変更 平成27年 6月26日登記</p>	
支店	<p>1 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p>	<p>平成25年12月24日移転 ----- 平成25年12月26日登記</p>
新株予約権	<p><u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 1040個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。） 1040個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。） 平成27年 5月29日変更 平成27年 6月 3日登記 800個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。） 平成27年 6月24日変更 平成27年 6月26日登記</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式1040株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p><u>普通株式10万4000株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>平成27年 5月29日変更 平成27年 6月 3日登記</p> <p><u>普通株式8万株</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の</p>	

調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

平成27年 6月24日変更 平成27年 6月26日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1万2000円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1200円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{株式数}}$$

	<p style="text-align: center;">行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 5 月 29 日変更 平成 27 年 6 月 3 日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成 20 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること、もしくは当社取引先であることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>③その他権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①新株予約権が上記の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 20 年 1 月 31 日発行</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>平成 20 年 2 月 12 日登記</p> </div>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 1 月 31 日第 1 回新株予約権全部行使 平成 30 年 2 月 13 日登記</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 5 月 29 日設定 平成 21 年 6 月 15 日登記</p>

広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F
株式会社アクアライン

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成27年 6月23日設定 平成27年 6月26日登記
登記記録に関する事項	平成12年5月11日有限会社アクアラインを組織変更し設立 平成12年 5月11日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年 2月23日
広島法務局
登記官

小 川 龍 二



定 款

第1章 総 則

1. 商 号

当社は、株式会社アクアラインと称し、英文では **Aqualine Ltd.** と表記する。

2. 目 的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般事務処理、計算の受託
- (2) 電話受信発信事務代行業務
- (3) 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工
- (4) 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工
- (5) 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業
- (6) 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃
- (7) 以上3号ないし6号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋
- (8) 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売
- (9) 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売
- (10) ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入
- (11) 酒類の販売
- (12) ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入
- (13) 以上10号ないし12号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋
- (14) カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業
- (15) 書籍、印刷物の企画制作及び販売
- (16) 広告業
- (17) マーケティング調査業
- (18) 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務
- (19) 住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介
- (20) 住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング
- (21) 住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介
- (22) 通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務
- (23) 建築工事業及び住宅リフォーム工事業
- (24) 建築に付帯する内外装工事の請負
- (25) フィットネスクラブの経営

- (26) スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営
- (27) スポーツと美容に関するコンサルタント業務
- (28) トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売
- (29) 医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸
- (30) 食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売
- (31) 衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売
- (32) 前各号に付帯する一切の業務

3. 本店の所在地

当社は、本店を広島市に置く。

4. 機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

5. 公告方法

- (1) 当社の公告は、電子公告により行う。
- (2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

6. 発行可能株式総数

当社の発行可能株式総数は、6,400,000株とする。

7. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

8. 単元株式数

当社の1単元の株式数は、100株とする。

9. 単元未満株式についての権利

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

10. 基準日

- (1) 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

11. 株主名簿管理人

- (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (3) 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

12. 株式取扱規程

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

13. 招 集

当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

14. 招集権者及び議長

- (1) 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- (2) 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

15. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

16. 決議の方法

- (1) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- (2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

17. 議決権の代理行使

- (1) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- (2) 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

18. 議事録

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

19. 員数

当社の取締役は10名以内とする。

20. 選任方法

- (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

21. 任期

- (1) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

22. 代表取締役及び役付取締役

- (1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- (2) 取締役会はその決議によって、取締役社長1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

23. 業務の執行

- (1) 当社の業務は、取締役社長がこれを統括し、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長を補佐してこれを分掌する。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

24. 取締役会の招集権者及び議長

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

25. 取締役会の招集通知

- (1) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

26. 取締役会の決議方法

- (1) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- (2) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

27. 取締役会の議事録

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

28. 取締役会規程

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

29. 報酬等

取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

30. 取締役の責任免除

- (1) 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- (2) 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

31. 監査役の員数

当会社は、監査役は、4名以内とする。

32. 選任方法

- (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

33. 任期

- (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

34. 常勤の監査役

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

35. 補欠監査役

- (1) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。
- (2) 補欠監査役の選任決議の定足数及び決議要件は、33. 選任方法(2)の規定を準用する。
- (3) 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。

36. 監査役会の招集通知

- (1) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

37. 監査役会の決議方法

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

38. 監査役会の議事録

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

39. 監査役会規程

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

40. 報酬等

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

41. 監査役の責任免除

- (1) 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- (2) 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

42. 選任方法

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

43. 任 期

- (1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

44. 会計監査人の報酬等

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第7章 計 算

45. 事業年度

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

46. 剰余金の配当の基準日

- (1) 当会社は、株主総会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。
- (2) 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。
- (3) 前各号のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

47. 配当の除斥期間

- (1) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- (2) 未払の期末配当金には利息をつけない。

平成30年4月6日
この定款の写しは原本と相違ないことを証明致します。

広島県広島市中区上八丁掘8番8号
第1ウエノヤビル6F
株式会社アクアライン
代表取締役 大垣内 剛



第二二二五五五号

給水装置主任技術者免状

本籍 山口県

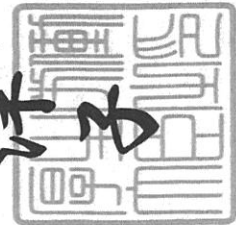
氏名 藤本 聖彦

昭和五十二年十月二日生

水道法(昭和五十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

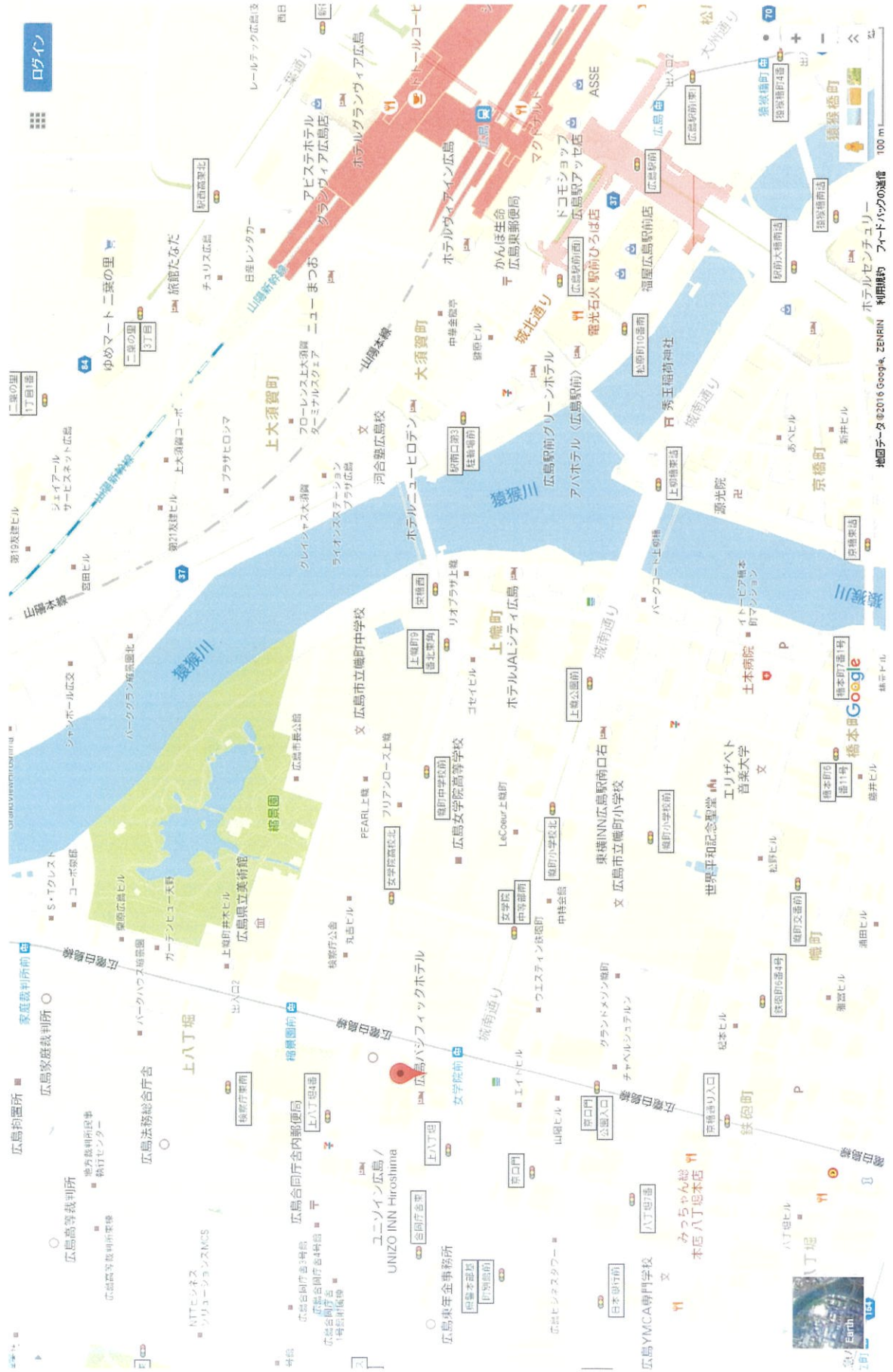
平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノビル6F
株式会社アケライン

ログイン

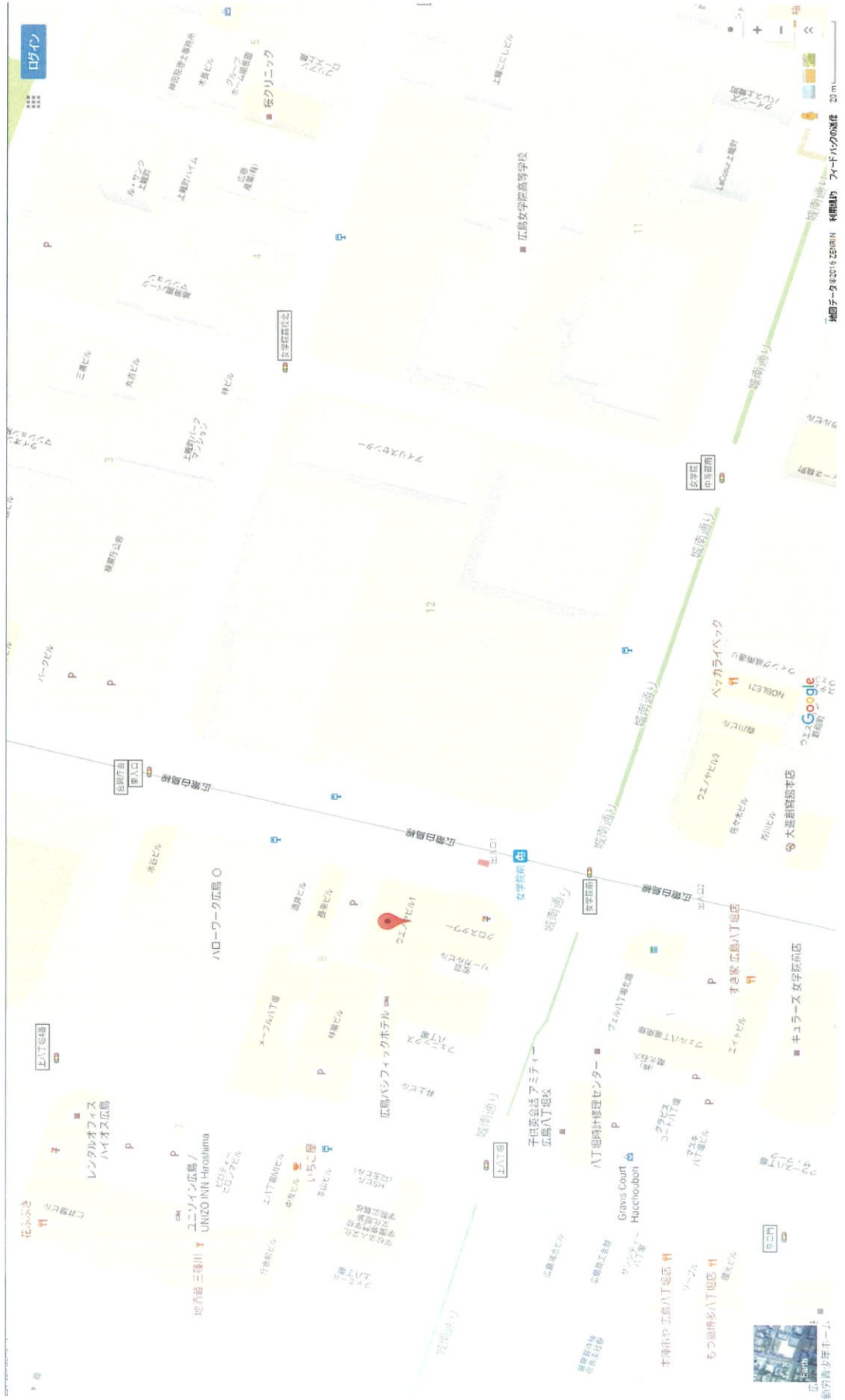


地図データ ©2016 Google, ZENRIN 利用規約 アートハウスの地図

100 m

Google Earth

〒730-0012
 広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F
 株式会社アクアライン



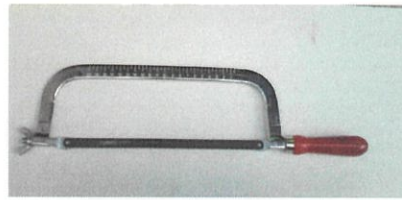
管の切断用の
機械器具



チューブカッター



エンビカッター



金切りのこ



銅管用ミニカッター

管の加工用の
機械器具



フレキ管つば出し機



やすり



ねじ切り機

接合用の
機械器具



パイプレンチ



モンキーレンチ



トーチランプ



モーターレンチ



ウォーターポンププライヤー



タテ型金具締め付け機

水圧テストポンプ



水圧テストポンプ

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社アクアライン
 〒730-0012
 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
 第 1 ウエノヤビル 6 F
 住所 代表取締役 大垣内 剛
 代表者氏名 電話番号 082-502-6644
 FAX番号 082-502-4660
 メールアドレス shitei@aqualine.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	レ	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	レ	18	三宅町 水道事業管理者	レ	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	レ	26	吉野町 水道事業管理者	レ
6	桜井市 水道事業管理者	レ	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	レ	27	大淀町 上下水道事業管理者	レ
7	五條市 水道事業管理者	レ	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	レ	28	卜市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	レ

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 4月 6 日

届出者 株式会社アクアライン
〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀8番8号
第1ウエノヤビル6F
代表取締役 大垣内 剛



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社アクアライン	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
フジモト 藤本 キヨヒコ 聖彦	第212555号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二二二五五五号

給水装置主任技術者免状

本籍 山口県

氏名 藤本 聖彦

昭和五十二年十月二日生

水道法昭和五十二年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

